

島根原子力発電所2号炉 審査資料	
資料番号	EP-018改15(回2)
提出年月日	令和2年9月30日

令和2年9月
中国電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
1	平成25年11月25日	防護対象設備の抽出の過程、考え方について補足説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料2, 資料3
2	平成25年11月25日	蓄電池室等における水素検出器、火災検知器の設置場所について説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料1-23~24 資料6-2~7, 資料6の添付資料3
3	平成26年11月10日	漏えいの拡大防止のための堰の設置について、対象の油等の全量を堰内に貯留可能であることを説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料1-6~8
4	平成26年11月10日	現場調査の結果等を踏まえて、火災の発生防止対策を行う設備について、リスト等で網羅的に示すこと。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料1-6, 資料1の参考資料2
5	平成26年11月10日	配置上の考慮における壁等の設置について、壁等の防火性能について説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料1-9,13,17
6	平成26年11月10日	換気設備による機械換気について、防護する対象設備を踏まえた換気設備のクラス設定の考え方を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料1-19~22

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
7	平成26年11月10日	水素対策における水素濃度計の設置について、設置数や設置箇所の考え方を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1 -23
8	平成26年11月10日	核計装用ケーブル等を専用電線管に収納することについて、両端部の密封、不活性ガス置換等の対策の要否を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1 1 -38
9	平成26年11月10日	ガス消火設備について、多重性、独立性の観点から、ガスボンベの設置数、容量の考え方を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1 -59
10	平成26年11月10日	凍結防止対策として設置された不凍式消火栓の型式について説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 7 -17
11	平成26年11月10日	自然換気に期待する区域について、場所等を具体的に説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1 -11 表1.4
12	平成26年11月10日	自動消火設備の設置について、火災感知器の感知用と自動消火作動用の区別を示すとともに、自動消火作動のロジック回路の構成の考え方を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 7 添付資料 1 -7
13	平成26年11月10日	発火性物質等の貯蔵について、設備容量と運用管理で定める貯蔵容量を区別して説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1 -11 表1.5
14	平成26年11月10日	有機溶媒の使用については、今後、火災防護計画において具体的な管理の内容を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1 -26

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
15	平成26年11月10日	着火源となる静電気の評価について、静電気が溜まる可能性のある設備を網羅的に調査したことを説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1-26
16	平成26年11月10日	建屋内装材に不燃物性材料以外を使用する場合の考え方を説明すること。また床面のコーティング剤については、その燃えやすさの程度を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1-39, 資料 1 の添付資料 5
17	平成26年11月10日	アナログ型と同様に平常時の状況と火災現象の把握が可能としている防爆型等の火災感知器について、必要な感知性能が確保されることを具体的に説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 6-2～6, 資料 6 の添付資料 2
18	平成26年11月10日	原子炉建屋オペレーティングフロア及び通路部において、天井が高く空間容積が大きい等の理由により、煙の充満等により消火活動が困難とならないとしていることについて、具体的な根拠を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 7-3, 資料 7 の添付資料 6
19	平成26年11月10日	非常用ディーゼル発電機関係の各室において、外気取り入れ用ルーバから煙が放出され消火活動が困難とならないとしていることについて、具体的な根拠を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 7-3, 資料 7 の添付資料 6
20	平成26年11月10日	固定式ガス消火設備について、使用するガスの種類の設定の考え方を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 7-2
21	平成26年11月10日	消火用非常用照明について、消火活動に要する時間等を考慮して、照明の持続時間（蓄電池の設備容量）の考え方を説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1-67, 資料 1 の添付資料 6
22	平成26年11月10日	制御盤内への煙感知器の設置について、必要な感知性能が確保されることを説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 8 の添付資料 6

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
23	平成26年11月10日	ポンプ室に火災時に煙を排気する設備を設置しなくてもよいとする根拠について説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1-75
24	平成26年11月10日	原子炉格納容器内について、窒素置換されており火災が発生するおそれがないため、内部火災防護の対象外とされていることについて、評価対象期間を通じて対象外とできる技術的根拠、基準適合性の考え方、火災防護対策の必要性等について、整理して説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 9
25	平成26年11月10日	火災防護対象機器の系統分離の考え方と安全系統の区分の考え方の相違について、整理して説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 8-3
26	平成26年11月10日	火災防護計画において、消火要員の体制、資機材の配備、アクセス性等について説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1-79～82
27	平成26年11月10日	単一火災の想定に加えて、単一故障を考慮しても、必要な安全機能を維持できることを説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 8-3, 資料 8 の添付資料 1
28	平成26年11月10日	火災区域の一部について、扉の開放により屋外に煙を排気できるため、消火活動が困難にならないとしていることについて、運用上、扉の開放が確実に実施できることを説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 7-2～7 資料 7 の添付資料6
29	平成26年11月10日	換気フィルタの使用状況の確認において、JACA No.11A-2003（空気洗浄装置用ろ材の燃焼性試験方法）等の燃焼試験の内容について説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1 の添付資料 3
30	平成26年11月10日	消火用水供給系の水源を 1、2号機共用としていることについて、1、2号機同時火災の発生の影響について検討し、説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料 1-63

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
31	平成26年11月10日	落雷による火災防止対策として設置する避雷針の耐震性の考え方及び対応方針を説明すること。 （許認可上の扱いについて今後整理する必要がある）	ヒアリング （平成27年6月19日） にて説明	排気筒の避雷針については、避雷針が地震により破損しても、排気筒はその他の建物に比べ十分に高いことから、避雷針を補修するまでは、耐震性を有する排気筒により代替できる。 その他の避雷設備は、棟上導体であり、建物に屋上、壁面に直接固定されているため、建物と同等の耐震性を有していると考え。
32	平成26年11月10日	（単一火災による計測制御系への影響については、単純な信号喪失のみならず、（火災の影響を受けた計測制御系からの）異常信号の発生の可能性も否定できないと考えられるため、これらを想定した影響評価についても説明すること。	ヒアリング （平成27年6月19日） にて説明	対象外 （フェールセーフ機能の有無に関係なく防護対象機器を選定している。）
33	平成26年11月26日	系統分離の考え方の詳細（当該分離策を採用した理由等）を示し、その妥当性を説明すること。	ヒアリング （平成27年6月19日） にて説明	EP-018改02 資料 8 -5,6,7
34	平成26年11月26日	ハロン消火設備等の制御回路について整理して示すこと。	ヒアリング （平成27年6月19日） にて説明	EP-018改02 資料 7 の添付資料 1
35	平成26年11月26日	格納容器内で火災が発生した場合の対応の考え方を示すこと。	ヒアリング （平成27年6月19日） にて説明	EP-018改02 資料 9
36	平成26年11月26日	貫通部シールの耐火性能試験について、より詳細に説明しその妥当性を示すこと。	ヒアリング （平成27年6月19日） にて説明	EP-018改02 資料 8 の添付資料 2 -9
37	平成26年11月26日	軽油内包設備の防爆対策について説明すること。	ヒアリング （平成27年6月19日） にて説明	EP-018改02 資料 1 -46, 資料 6 -3,4,5

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
38	平成26年11月26日	煙の充満等により消火活動が困難とならないとするエリアについて、その設定根拠を詳細に説明すること。	ヒアリング (平成27年6月19日) にて説明	EP-018改02 資料7の添付資料6
39	平成27年6月24日	中央制御室盤内に高感度感知器を設置することについては、中央制御室の一連の火災防護対策を整理した上で説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	中央制御室制御盤内の火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルは、運転員の操作性及び視認性向上を目的として近接して設置することから、互いに相違する系列の水平距離を6m以上確保することや、3時間又は1時間の耐火能力を有する隔壁等で分離することが困難であるため、実証試験等によって確認された離隔距離等による分離と高感度火災感知器による早期感知及び常駐する運転員による早期の消火活動により中央制御室制御盤内の影響軽減を行い、十分な保安水準が確保されるよう設計している。 (EP-018改05 P 8条-別添1-資料1-63) (EP-018改05 P 8条-別添1-資料1-94~96)
40	平成27年6月24日	ケーブルトレイ貫通部のシール処理について、耐火性能試験に用いる試験体が施工の違いを考慮しても代表性があることを説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	島根原子力発電所2号炉において、3時間耐火処理が要求されるケーブルトレイ貫通部の構造を全て抽出し、それぞれ適用可能となるものを施工性も踏まえて7種類選定し、火災耐久試験を実施している。 (EP-018改05 P 8条-別添1-資料7-添付2-16~22)
41	平成27年6月24日	火災防護審査基準への適合性について整理するとともに、保安水準を確保することについて、詳細な対処方針及び対策の十分性を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なうことのないよう、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域及び火災区画に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域に対しては、原則、火災防護審査基準を踏まえた火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計としているが、機器の機能を確保する上で、火災防護審査基準を踏まえた火災防護対策を実施できない場合、実証試験等により確認した対策を実施することで、保安水準を確保する設計としている。 (EP-018改05 全体, 別添1-資料1)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
42	平成27年7月7日	アナログ式感知器を用いないとしていることについて、感知器の誤動作防止の観点から、アナログ式感知器との同等性を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	火災感知器の誤作動防止対策として、非アナログ式炎感知器は火災特有の性質を検出する赤外線方式を採用する、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する等、その他の非アナログ式感知器に対しても、誤作動防止対策を行う設計としている。 (EP-018改05 P 8条-別添1-資料5-添付2-3~5)
43	平成27年7月7日	水素の漏えい対策について、換気設備を設置しない場合の考え方、関連設備の耐震クラスの考え方など、整理して説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	水素ガスを内包する設備を設置する火災区域は、火災の発生を防止するために、火災防護対象設備を設置する火災区域については非常用電源から給電される送風機及び排風機、それ以外の火災区域については常用電源から給電される送風機及び排風機による機械換気を行う設計としている。 (EP-018改05 P 8条-別添1-資料1-16~18)
44	平成27年7月15日	屋外の火災区域について、危険物に対する保有空地の範囲に基づく区域境界設定の考え方を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	「危険物の規制に関する政令」に基づき必要な空地を確保して火災区域を設定する。また、同政令において空地の要求がない設備については「屋外タンク貯蔵所」とみなし、付属設備を含め3m以上の幅を考慮した範囲とする。 (EP-060(補)改05 P 41-3-3)
45	平成27年7月15日	移動式消火設備に対する火災防護対策について説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	移動式消火設備を設置する保管エリアには、可搬型重大事故等対処設備の保管エリア同様、火災感知器を設置する設計とする。 なお、詳細は、設置許可基準規則第41条（火災による損傷の防止）にて説明する。
46	平成27年7月15日	火災発生防止措置を行う対象設備を明確にした上で、対策の詳細を説明すること。また、対策を不要とする場合には、その技術的根拠を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	発火性又は引火性物質を内包する設備を設置する火災区域に対する火災の発生防止対策を講じるほか、可燃性の蒸気又は可燃性の微粉に対する対策、発火源への対策、水素ガスに対する換気及び漏えい検出対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策、並びに電気系統の過電流による過熱及び焼損の防止対策等を講じる設計としている。 (EP-018改05 P 8条-別添1-資料1-8~47)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
47	平成27年7月15日	発火性物質の発火点又は引火性物質の引火点と環境条件を踏まえた換気措置及び防爆措置の可否の考え方について、整理して説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	水素ガスを内包する設備を設置する火災区域又は火災区域では、送風機及び排風機による機械換気を行うことで、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計している。 油内包機器に使用している潤滑油及び燃料油は、その引火点が油内包機器を設置する室温よりも十分高く、機器運転時の温度よりも高いため、可燃性蒸気とならないことを確認している。 (EP-018改05 P 8条-別添1-資料1-16~18) (EP-018改05 P 8条-別添1-資料1-参考1-1)
48	平成27年7月31日	森林火災による火災の発生防止対策において、防火帯に対する保有空地設定の考え方を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	可搬型重大事故等対処設備の保管場所及び当該場所へのアクセスルートについては、対応時の影響緩和のため、防火帯（約21m）に加え森林縁から約11m離隔する（空地を確保する）。空地は、森林火災時の放射強度が「長時間さらされても苦痛を感じない程度」（石油コンビナートの防災アセスメント指針）である1.6kW/m ² 以下となる距離としている。 なお、詳細は、設置許可基準規則第41条（（火災による損傷の防止））、技術的能力「可搬型重大事故等対処設備 保管場所及びアクセスルートについて」にて説明する。
49	平成27年7月31日	非難燃性ケーブルに対して、新規制基準の適合性を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	島根2号炉における安全機能を有する構築物、系統及び機器に使用するケーブルが、難燃性であることを確認している。 (EP-018改05 P 8条-別添1-資料4-1~6)
50	平成27年7月31日	屋外可搬型S A 対処設備への落雷による火災発生可能性を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	可搬型重大事故等対処設備は、車両に落雷しても、車体が金属であることから、車体及びタイヤを通して大地に落雷の電流が放電されるため、車両に火災が発生する可能性は低い。なお、可搬型重大事故等対処設備は、4箇所の保管エリアに分散配置しており、落雷により故障が発生しても、他の保管エリアに同じ機能を有した車両を配備していることから、可搬型重大事故等対処設備のすべての機能が喪失することはない。 なお、詳細は、設置許可基準規則第41条（火災による損傷の防止）にて説明する。

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
51	平成27年7月31日	火災感知に関する機器の感知範囲、監視カメラの視野等を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	<p>火災防護対象機器を設置する火災区域の火災を早期に感知し、火災の影響を限定するために、周囲の環境条件を考慮して、固有の信号を発する異なる感知方式を有する火災感知器を設置する。なお、火災感知器の設置にあたっては、消防法施行規則第23条第4項に従った設置条件で設置する。 (EP-018改05 P8条-別添1-資料5-4)</p> <p>屋外のガスタービン発電機用軽油タンクエリアには、区域全体を感知するために、非アナログ式の炎感知器及びアナログ式の熱感知カメラを設置する。 なお、詳細は、設置許可基準規則第41条（火災による損傷の防止）にて説明する。</p>
52	平成27年7月31日	屋外の消火設備について、容量が十分であることを説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	<p>水消火設備のうち、水源の補助消火水槽については、供給先である屋内消火栓並びに屋外消火栓に関し2時間以上の放水に必要な水量（120m³）に対して十分な水量（A-補助消火水槽：約200m³、B-補助消火水槽：約200m³）を確保している。 (EP-018改05 P 8条-別添1-資料6-4～5)</p>
53	平成27年7月31日	防護対象に応じた耐震クラスを整理して説明すること。	ヒアリング (令和元年5月14日) にて説明	<p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画に設置された原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器の耐震クラスに応じて、地震に対して機能を維持できる設計とする。（非常用炉心冷却系ポンプ、非常用蓄電池、非常用ディーゼル発電機：Ss機能維持） (EP-018改05 P8条-別添1-資料5-11)</p> <p>安全機能を有する火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルが設置される火災区域又は火災区画は、Ss 機能維持された全域の固定式消火設備の設置を行うことから、耐震クラスの防護対象機器に対して耐震クラスに応じた消火機能が確保できる設計とする。 (EP-018改05 P8条-別添1-資料6-6～9)</p>

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
54	令和元年5月14日	必要な耐火能力を有するものについて、3時間の耐火能力であることを説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	EP-077 No.1(P2)にて説明 (EP-018改06 (説1) P9) (EP-018改06 P8条-別添1-資料3-1)
55	令和元年5月14日	タービン建物の一部に感知器を多重化しているエリアがあることがわかるようにすること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	EP-077 No.2, No.3(P3)にて説明
56	令和元年5月14日	炎, 煙, 熱感知器の設置箇所と火災区域境界の関係が分かるように説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	No.55にて回答
57	令和元年5月14日	塗料以外は、不燃・難燃材料を使用していることがわかるよう説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	配管のパッキン類, 金属に覆われたポンプ及び弁等の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器躯体内部に設置される電気配線は, 発火した場合でも, 他の安全機能を有する構築物, 系統及び機器に延焼しないことから, 不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用することもあり得る。 なお, 配管フランジ等には, 漏えい防止のため, 不燃性ではないパッキン類が取り付けられていることから, 燃焼試験により火災影響について評価を実施したものを使用する。 耐放射線性, 除染性, 防塵性及び耐腐食性を確保するために, コンクリート表面及び原子炉格納容器内の床, 壁に塗布するコーティング剤は, 加熱源を除去した場合はその燃焼部が広がらないことを確認した塗料を使用する。 なお, コーティング剤は, 建築基準法に基づく発熱性試験（不燃性能確認）又は消防法に基づく防火性能試験により確認する。 (EP-018改06 (説1) P15,16)
58	令和元年5月14日	コーティング剤等に適用している規格内容について説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	EP-077 No.4 (P9) にて説明

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
59	令和元年5月14日	安全機能を有する構造物，系統及び機器に使用するケーブルがどこに使用されているか代表箇所を示して説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	EP-077 No.5 (P10) にて説明
60	令和元年5月14日	パッキン類について，試験を行って発火しないことを確認したことがわかるよう説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	No.57にて回答 (EP-018改06 (説1) P15) (EP-018改06 P8条-別添1-資料1-参考5-1~7)
61	令和元年5月14日	判定基準の火災，発煙の内容について説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	試験ごとの判定基準が分かるように整理した。 (EP-018改06 (説1) P39,41)
62	令和元年5月14日	副防災盤の機能について説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	火災感知設備の火災受信機盤は，中央制御室及び補助盤室に設置し，中央制御室で平常時の状態監視と作動した火災感知器を1つずつ特定できる設計とする。 (EP-018改06 (説1) P18) (EP-018改06 P8条-23) (EP-018改06 P8条-別添1-資料1-56,57) (EP-018改06 P8条-別添1-資料5-9,10)
63	令和元年5月14日	アナログ式の感知器を使用することが原則であることがわかるよう説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	火災感知設備の設置方針について，アナログ式の感知器を使用することが原則であることが分かるように整理した。 (EP-018改06 (説1) P19,20)
64	令和元年5月14日	感知器を設置しない箇所の火災防止対策を検討すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	火災防護対策を検討し，火災感知器を設置しない場所について整理した。 (EP-018改06 (説1) P23) (EP-018改06 P8条-21,22) (EP-018改06 P8条-別添1-資料1-57,58)

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
65	令和元年5月14日	新規制対応で取り替えた保温材がPCV内のストレーナに影響を及ぼさないことを説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	EP-077 No.6 (P11) にて説明
66	令和元年5月14日	不燃材料認定品について説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	保温材は、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの、建築基準法の不燃材料認定品、又は建築基準法に基づく試験により不燃性材料であることを確認したものを使用する。 (EP-018改06 (説1) P16) (EP-018改06 P8条-15) (EP-018改06 P8条-別添1-資料1-42) (EP-018改06 P8条-別添1-資料1-添付4-2)
67	令和元年5月14日	煙が充満しないエリアの選定方法について詳しく説明すること。 選定したエリアの天井高さ等を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	EP-077 No.7 (P12) にて説明
68	令和元年5月14日	ディーゼル燃料地下タンクハッチの火災規模を再検討すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク室は、屋外に設置されており、煙は大気に放出されることから、煙の充満により消火活動が困難とならない。なお、タンク室内は乾燥砂が充てんされており、タンク室内の火災の発生は防止できる。 (EP-018改06 (説1) P31) (EP-018改06 P8条-26) (EP-018改06 P8条-別添1-資料1-63) (EP-018改06 P8条-別添1-資料6-13)
69	令和元年5月14日	PCV等、除外箇所分離の考え方について説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	中央制御室、補助盤室、ケーブル処理室及び原子炉格納容器は、ケーブルの布設状況を踏まえた火災の影響軽減対策を講じる。 (EP-018改06 (説1) P34)

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
70	令和元年5月14日	ケーブルトレイ内の感知方法を説明すること。 ケーブルトレイ内火災の対応手順を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	EP-077 No.8 (P13) にて説明 (EP-018改06 P8条-別添1-資料7-添付2-48)
71	令和元年5月14日	PCV内の酸素濃度が火災時も測定できることを説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	EP-077 No.9 (P14) にて説明 (EP-018改06 P8条-別添1-資料8-18)
72	令和元年5月14日	PCV内ケーブルの系統間の隔離について考え方を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	EP-077 No.10 (P15) にて説明 (EP-018改06 P8条-別添1-資料8-20)
73	令和元年5月14日	スクリーンアウトについて内容を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	安全停止パスが少なくとも1つ確保され、原子炉の安全停止が可能であれば、当該火災区域をスクリーンアウトする。 (EP-018改06 (説1) P56) (EP-018改06 P8条-別添1-資料10-4)
74	令和元年5月14日	火災影響評価結果について説明を充実すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	隣接火災区域に影響を与えない火災区域の火災影響評価結果と隣接火災区域に影響を与える火災区域の火災影響評価結果を整理した。 (EP-018改06 (説1) P59,60)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
75	令和元年5月14日	蓄電池の位置的分散について具体的に説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	<p>廃棄物処理建物（非管理区域）の中には、常用系の蓄電池と非常用系の蓄電池を同じ火災区域に設置している区域があるが、以下の対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常用系の蓄電池が非常用の蓄電池に影響を及ぼすことがないよう、位置的分散が図られた設計とするとともに、電気的にも2つ以上の遮断器により切り離された設計としている。 ・常用系の蓄電池は、耐震Cクラスの要求ではあるが、基準地震動Ssに対して機能維持を確保し、非常用系の蓄電池と同様の信頼性を確保することとしている。 ・同じ部屋に設置されている230V系蓄電池（常用）及び230V系蓄電池（RCIC）は、火災発生防止含めて、同様な設計としており、また、耐震Sクラスで設計し隣接する蓄電池に波及的影響を与えない設計としている。 ・当該エリアは、同一の換気設備（中央制御室送風機、排風機）により換気を行うとともに、水素濃度検知器を設置している。 <p>（EP-018改06（説1）P80） （EP-018改06 P8条-別添1-資料1-109）</p>
76	令和元年5月14日	同じ部屋に設置されている常用系蓄電池が非常用系に火災影響を及ぼさないことを説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	No.75にて回答
77	令和元年5月14日	蓄電池について火災防護の観点（感知、消火）で説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	No.75にて回答
78	令和元年5月14日	27条と同じ考え方となるよう整理すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	<p>濃縮廃液を固化するために廃棄物処理建物に設置したドラム詰装置の固化材を「プラスチック」から「セメント」に変更することに伴い、ドラム詰装置のうち可燃性の固化剤を取り扱うプラスチック固化に関する機器等を撤去し、セメント固化専用の機器を追設する。</p> <p>（EP-018改06（説1）P76）</p>

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
79	令和元年5月14日	消防法施行規則に従って感知器を設置していることを説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	火災感知器について消防法施行規則に従って設置していることを記載した。 (EP-018改06 (説1) P69) (EP-018改06 P8条-別添1-資料5-3)
80	令和元年5月14日	狭隘部等に使用するものを具体的に説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	金属に覆われた狭隘部等に使用するものは、配管のパッキン類等であることを記載した。 (EP-018改06 (説1) P69)
81	令和元年5月14日	可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とすることができる区域の考え方を説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とすることができる区域は、機器設置の環境条件を踏まえ、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない区域として設定している。 (EP-018改06 (説1) P69)
82	令和元年5月14日	ケーブル処理室の全域ガス自動消火設備について、消火剤にハロンを使用することを説明すること。	ヒアリング (令和元年5月21日) にて説明	ケーブル処理室の全域ガス自動消火設備について、消火剤にハロンを使用することを記載した。 (EP-018改06 (説1) P43,52,53)
83	令和元年5月21日	耐火壁に対する要求事項を明確に説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	火災区域・区画設定の考え方に、耐火壁に対する要求事項を明記した。(資料2-1-1 P9) (資料2-1-3 P8条-別添1-資料3-1)
84	令和元年5月21日	海水ポンプエリアの感知器についてガイドの要求を考慮して説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	火災感知設備の設置方針に、海水ポンプエリアのうち北側エリアの感知器の設置方針について明記した。 (資料2-1-1 P23) (資料2-1-3 P8条-22,23,8条-別添1-資料1-56,8条-別添1-資料5-8)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
85	令和元年5月21日	タービン建物について、中央部に感知器がない箇所があるため考え方を説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	火災感知設備の設置方針に、タービン建物1階、2階及び3階フロアの感知器の設置方針について明記した。 (資料2-1-1 P23) (資料2-1-3 P8条-22,8条-別添1-資料1-55,56,8条-別添1-資料5-7,8)
86	令和元年5月21日	EL-4800の火災区域境界を説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	タービン建物EL-4800に、火災区域境界を追記した。 (資料2-1-3 P8条-別添1-資料3-添付2-20,8条-別添1-資料5-添付4-15,8条-別添1-資料10-添付1-15)
87	令和元年5月21日	感知器の多重化エリアについて、ガイドの要求を考慮して説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	ガイドの要求に基づき、多重化エリアの感知器の設置方針について記載した。 (資料2-1-1 P18～22)
88	令和元年5月21日	防護対象機器の位置を説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	タービン建物地下1階に原子炉補機海水ポンプのケーブルや非常用ディーゼル発電機燃料移送配管等が布設されていることを説明した。 (資料2-1-3 P8条-別添1-資料5-添付4-15,16)
89	令和元年5月21日	ケーブル（RSW）が機能喪失する温度を説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	まとめ資料に「ケーブル損傷温度の判定基準の設定について」を追加した。 (資料2-1-3 P8条-別添1-資料7-添付7-1)
90	令和元年5月21日	記載と写真を整合させて説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	記載と写真が整合するように修正した。 (資料2-1-1 P37～43)
91	令和元年5月21日	中央制御室盤で感知器のトレンドを監視できることを説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	中央制御室の火災受信機盤で感知器のトレンドを監視できることを追記した。 (資料2-1-1 P18)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
92	令和元年5月21日	感知器を設置しないエリアの考え方を説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	感知器を設置しないエリアの考え方を追記した。 (資料2-1-1 P24) (資料2-1-3 P8条-21,22,8条-別添1-資料1-54,55,8条-別添1-資料5-6,7)
93	令和元年5月21日	記載内容をまとめ資料に反映して説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	まとめ資料に「保温材の使用状況例」及び「コーティング剤の防災性能試験結果」を追加した。 (資料2-1-3 P8条-別添1-資料1-添付4-2,8条-別添1-資料1-添付5-4)
94	令和元年5月21日	可燃物が少ないエリアを明確に説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	可燃物が少ないエリアを明記した。 (資料2-1-1 P32) (資料2-1-3 P8条-別添1-資料6-添付10-2)
95	令和元年5月21日	R/Bオペフロの可燃物について種類と量を説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	原子炉建物オペレーティングフロアの可燃物の種類等を明記した。 (資料2-1-1 P32) (資料2-1-3 P8条-別添1-資料6-添付10-2,3)
96	令和元年5月21日	ラッピング内火災の対応手順を詳細に説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	ラッピング内火災の対応手順を追記した。 (資料2-1-3 P8条-別添1-資料7-添付2-48,49)
97	令和元年5月21日	原則と例外がわかるように説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	原子炉格納容器内の火災防護対象ケーブルの分離方法について、原則と例外がわかるように明記した。 (資料2-1-3 P8条-別添1-資料8-20,25)

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
98	令和元年5月21日	指摘に対する回答となるよう説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	指摘事項を踏まえ、以下のとおり回答を修正した。 <回答内容> 濃縮廃液を固化するために廃棄物処理建物に設置したドラム詰装置の固化材を「プラスチック」から「セメント」に変更することに伴い、ドラム詰装置のうち可燃性の固化剤を取り扱うプラスチック固化に関する機器等を撤去し、セメント固化専用の機器を追設するため、引火点の低い発火性又は引火性物質がなくなる。 このため、当該エリアの換気設備の耐震クラスは、Cクラスとしている。 (資料2-1-1 P77)
99	令和元年5月21日	EP-018改06（説1）P69とEP-077 P12の記載を整合させて説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	記載内容が整合するよう、以下のとおり回答を修正した。 <回答内容> 「大空間の区域」、「屋外開放の区域」及び「可燃物を少なくすることで煙の発生を抑える設計とすることができる区域」は、機器設置の環境条件を踏まえ、火災発生時の煙の充満により消火活動が困難とならない区域として設定する。 (資料2-1-1 P70)
100	令和元年5月21日	耐火試験の写真について詳細を説明すること。 (まとめ資料P723,724も同様。)	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	まとめ資料の防火扉及び防火ダンパの耐火試験状況に以下の注釈を追記した。 <防火扉> 熱影響により扉に部分的な変形が確認されたが、扉及び扉枠には火炎が通る亀裂等の損傷や隙間が生じていないことを確認した。 <防火ダンパ> 熱影響により塗料の剥離が確認されたが、防火ダンパ本体には火炎が通る亀裂等の損傷や隙間が生じていないことを確認した。 (資料2-1-1 P8条-別添1-資料7-添付2-62～65)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
101	令和元年5月21日	警報発報する水素ガス濃度を説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	まとめ資料に警報発報する水素ガス濃度（3vol%）を追記した。 (資料2-1-3 P8条-13,8条-別添1-資料1-27)
102	令和元年5月21日	屋外消火栓の配置について説明すること。	第720回審査会合 (令和元年5月30日) にて説明	まとめ資料の図1-30に屋外消火栓の配置を明記した。 (資料2-1-3 P8条-別添1-資料1-80)
103	令和元年7月29日	補助盤室，運転員控室等に設置する固定式消火設備について，遠隔手動起動を選択した理由を説明すること。（人の立ち入りの観点からも説明すること）	ヒアリング (令和元年8月6日) にて説明	指摘事項を踏まえ，起動方式を含めた固定式消火設備の全体方針が分かるように回答を修正した。 (EP-018改08(説2) P7) (EP-018改08 P8条-別添1-資料6-3r1)
104	令和元年7月29日	PPT P9 海水ポンプエリアで開口をふさげない理由を説明すること。	ヒアリング (令和元年8月6日) にて説明	海水ポンプエリアは，北側エリアと原子炉補機海水ポンプ設置エリアが，換気のために一部開口でつながっているため，区域の分離ができないことを明記した。 (EP-018改08(説2) P10)
105	令和元年7月29日	階段室の踊場に設置してある感知器について説明すること。	ヒアリング (令和元年8月6日) にて説明	階段室の踊場に感知器が設置されている状況が分かるように回答を修正した。 (EP-018改08(説2) P13,14)
106	令和元年7月29日	PPT P21 ラッピング内の煙感知の考え方について説明すること。	ヒアリング (令和元年8月6日) にて説明	ラッピング内の煙感知について，サンプリング管の位置・構造をラッピングの規模，形状等に応じて設計することを明記した。 (EP-018改08(説2) P24) (EP-018改08 P8条-別添1-資料7-添付2-51r1)
107	令和元年7月29日	PPT P28 ろ過水タンクの基準適合性を整理し，説明すること。	ヒアリング (令和元年8月6日) にて説明	ろ過水タンクについては，設置許可基準規則第8条の対象設備ではないものと整理することを明記した。 (EP-018改08(説2) P31,32)

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
108	令和元年7月29日	PPT P33 回答内容を再整理し，説明すること。（火災防護と耐震クラス）	ヒアリング （令和元年8月6日） にて説明	ドラム詰装置の固化材等を内包する設備が設置されているエリアの空調換気設備の耐震設計と，固化材等の火災防護対策について再整理し，回答を修正した。 （EP-018改08(説2) P37）
109	令和元年7月29日	PPT P34 火源の想定を記載し，説明すること。	ヒアリング （令和元年8月6日） にて説明	JEAG4607-2010「原子力発電所の火災防護指針」に基づき，制御盤内の想定火災として，過電流による過熱に伴うケーブルの断線・短絡による火災を想定していることを明記した。 （EP-018改08(説2) P38） （EP-018改08 P8条-別添1-資料5-添付3-2r1）
110	令和元年8月6日	PPT P.7 表に関して，放射線の影響の観点も含めて，固定式消火設備の設置方針を説明すること。	第757回審査会合 （令和元年8月22日） にて説明	固定式消火設備の設置方針について，放射線の影響の観点を踏まえた記載に修正した。 （資料資料3-2-1 P7）
111	令和元年8月6日	PPT P.11 左側エリアがP.12につながる吹き抜けであることが分かる様，説明すること。	第757回審査会合 （令和元年8月22日） にて説明	感知器の配置を明示した図面に，吹き抜け箇所等を明示した。 （資料資料3-2-1 P11～15） （資料3-2-3 P8条-別添1-資料5-添付4-1～19）

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
112	令和元年8月6日	PPT P.35 回答内容について、記載の一部を削除し、内容を整理して説明すること。	第757回審査会合 (令和元年8月22日) にて説明	<p>指摘事項を踏まえ、以下のとおり回答を修正した。</p> <p><回答内容></p> <p>ケーブル処理室は、全域ガス自動消火設備により消火する設計とするが、消火活動のために2箇所の入口を設置し、ケーブル処理室内においても消火要員による消火活動を可能となるようにケーブルトレイ間は、少なくとも幅0.9m、高さ1.5m分離する。</p> <p>なお、ケーブル処理室の同一区域内には、異なる区分のケーブルが布設されているため、IEEE384に基づき、互いに相違する系列の間で水平方向0.9m、垂直方向1.5mを最小分離距離として設計する。</p> <p>さらに、ケーブル処理室は、中央制御室及び補助盤室の制御盤フロア下に設け、ケーブルを布設する構造であるが、中央制御室及び補助盤室の制御盤直下は狭隘であり、互いに相違する系列の火災防護対象ケーブルは近接して布設されており、区域による区分分離ができないことから、火災の影響軽減のための対策として、全域ガス自動消火設備及び1時間の耐火能力を有する隔壁（「耐火ラッピング」又は「フレキシブル電線管+耐火シート」）により分離する設計とする。</p> <p>（資料資料3-2-1 P35） （資料3-2-3 P8条-47,8条-別添1-資料1-104,8条-別添1-資料7-添付4-1）</p>

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
113	令和元年8月6日	PPT P.33 布設状況を踏まえ対策を講じることについて、実証試験結果に基づき説明すること。	第757回審査会合 (令和元年8月22日) にて説明	指摘事項を踏まえ、以下のとおり回答を修正した。 <回答内容> ●原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な安全機能を有する構築物、系統及び機器における「その相互の系統分離」を行う際には、単一火災の発生によって、相互に分離された安全系区分のすべての安全機能が喪失することのないよう、原則、安全系区分Ⅰ、Ⅲと安全系区分Ⅱの境界を火災区域の境界として3時間以上の耐火能力を有する耐火壁・隔壁等で分離する設計としている。 ●中央制御室及び補助盤室の制御盤床下構造は、制御盤フロア下にケーブル処理室及び計算機室を設けてケーブルを布設する構造であるが、中央制御室及び補助盤室の制御盤直下は狭隘であり、布設する火災防護対象ケーブルは近接して布設されていることから、全域ガス自動消火設備及び1時間以上の耐火能力を確認した隔壁（「耐火ラッピング」又は「フレキシブル電線管+耐火シート」）により分離する設計とする。 (資料資料3-2-1 P33)
114	令和元年8月6日	PPT P.35 系統分離、影響軽減の観点を明確にして説明すること。	第757回審査会合 (令和元年8月22日) にて説明	No.112にて回答
115	令和元年8月6日	PPT P.24 鎮火確認のため、火災発生個所の位置の特定について説明すること。	第757回審査会合 (令和元年8月22日) にて説明	ラッピング内の火災感知イメージ図の注釈に、火災発生箇所が特定できるよう設計することを追記した。 (資料資料3-2-1 P24) (資料3-2-3 P8条-別添1-資料7-添付2-51)
116	令和元年8月6日	PPT P.26, 比較表P.731 太陽光による誤操作防止について、整合を確認すること。	第757回審査会合 (令和元年8月22日) にて説明	記載内容が整合するよう、まとめ資料の太陽光による誤操作防止に係る記載を修正した。 (資料3-2-3 P8条-21,8条-別添1-資料1-51～54,8条-別添1-資料5-5,6,8)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
117	令和元年8月6日	まとめ P.531 熱感知器の感知の考え方について説明すること。	第757回審査会合 (令和元年8月22日) にて説明	原子炉建物オペレーティングフロアの感知器の設置概要図を追加した。 (資料3-2-3 P8条-別添1-資料1-50,8条-別添1-資料5-7)
118	令和元年8月6日	まとめ P.534 3Fの吹き抜け部の感知について説明すること。	第757回審査会合 (令和元年8月22日) にて説明	No.111にて回答
119	令和元年8月6日	まとめ P.525～531 躯体のつながりが分かるように記載し、説明すること。	第757回審査会合 (令和元年8月22日) にて説明	No.111にて回答
120	令和2年3月5日	PPT P2 プルボックス内が狭隘であることを説明すること。	ヒアリング (令和2年3月18日) にて説明	プルボックス内の状況について記載を追加した。 (EP-018改12(説3) P2) (EP-018改12 P8条-別添1-資料7-添付6-11r1)
121	令和2年3月5日	耐火ボード等、施工が困難な理由及びケーブルを移設できない理由等検討した内容を詳細に説明すること。	ヒアリング (令和2年3月18日) にて説明	1時間耐火ラッピング等の施工検討フロー等の検討内容の詳細を追加した。 (EP-018改12(説3) P5～14) (EP-018改12 P8条-別添1-資料7-添付6-13r1～15r1-4)
122	令和2年3月5日	PPT P6 1時間耐火ラッピングの施工が困難な箇所が何箇所あるのか説明すること。	ヒアリング (令和2年3月18日) にて説明	ケーブル処理室における各制御盤毎の対策を記載し、施工が困難な箇所を明示した。 (EP-018改12(説3) P10～14) (EP-018改12 P8条-別添1-資料7-添付6-15r1-1～15r1-4)
123	令和2年3月5日	ケーブル処理室の対策について全体像を説明すること。	ヒアリング (令和2年3月18日) にて説明	ケーブル処理室の火災防護対策について表を追加した。 (EP-018改12(説3) P3) (EP-018改12 P8条-別添1-資料7-添付6-12r1)
124	令和2年6月1日	PPT P4 試験結果が施工可能であることを説明すること。	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	試験に合格した試験体が施工可能であることを追記した。 (EP-018改14(説4) P2,3)

島根原子力発電所2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
125	令和2年6月1日	PPT P2 基準に適合していることを説明すること。	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	試験に合格した試験体が審査基準を満足することを追記した。 (EP-018改14(説4) P2,5)
126	令和2年6月1日	PPT P2 再試験に至った経緯を説明すること。	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	再試験に至った経緯を追記した。 (EP-018改14(説4) P2,9~14)
127	令和2年6月1日	PPT P7 指摘事項と回答の整合性を説明すること。(区域と箇所)	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	指摘事項と回答が整合するよう修正した。 (EP-018改14(説4) P7) (EP-018改14 P8条-28r1,8条-別添1-資料1-64r1,8条-別添1-資料6-18r1)
128	令和2年6月1日	まとめ P36 消火栓のホースの長さ(有効性)について説明すること。	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	消火栓のホースの長さについて、消火活動範囲を踏まえた必要数量を配置することを追記した。 (EP-018改14 P8条-別添1-資料6-5,6r1)
129	令和2年6月1日	比較表 P780 火災感知器の配置図の変更箇所を説明すること。	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	火災感知器の配置図について、原子炉建物大物搬入口の耐震対策工事の実施により、搬入口エリアが小さくなるため、修正した。 (EP-018改14 P8条-別添1-資料5-添付4-3,5)
130	令和2年6月1日	まとめ P196 可燃物を仮置きしない箇所について説明すること。	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	可燃物の仮置きを禁止する火災区域又は火災区画について、記載を充実させた。 (EP-018改14 P8条-別添1-資料1-138r1)
131	令和2年6月1日	まとめ P201 “必要に応じて”の内容を説明すること。	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	“必要に応じて”を削除した。 (EP-018改14 P8条-別添1-資料1-143r1)
132	令和2年6月1日	PPT P4 試験体の特徴及び試験体全体のサイズを説明すること。	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	試験体の特徴及びサイズを追記した。 (EP-018改14(説4) P3,4)

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第8条（火災による損傷の防止））

No.	年月日	コメント内容	回答状況	回答内容
133	令和2年6月1日	PPT P4 試験条件について説明すること。	ヒアリング (令和2年6月8日) にて説明	電線管及びケーブルサイズの選定方法について追記した。 (EP-018改14(説4) P4)
134	令和2年6月8日	PPT P2,4,5 フレキシブル電線管耐火ラッピングが1時間耐火ラッピングであることを説明すること。	第867回審査会合 (令和2年6月16日) にて説明	フレキシブル電線管耐火ラッピングを1時間耐火ラッピングに修正した。 (資料資料2-1-1 P2～6)
135	令和2年6月8日	まとめ P196r1 火災発生時の煙の充満等により消火活動が困難とならないようにするために持込み可燃物の管理を実施することが分かるように説明すること。	第867回審査会合 (令和2年6月16日) にて説明	持込み可燃物管理により火災荷重を低く抑えることで、煙が充満しないとしている火災区域又は火災区画について、記載を充実した。 (資料資料2-1-3 P8条-別添1-資料1-138)